

報告第1号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専
決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成27年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専
決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された
損害賠償額の決定について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によ
り報告する。

資料

法律上の義務に関する損害賠償額の決定

区分	1	2	3
相手方	中野区 弥生町3丁目在住 男性	世田谷区 千歳台1丁目 タクシー会社	杉並区 成田東4丁目 郵便局
事故日	平成25年12月17日	平成26年4月25日	平成26年8月11日
場所	杉並区高井戸東3丁目	杉並区梅里1丁目	杉並区和田2丁目
車両等	区側	庁有車	庁有車
	相手側	自転車	タクシー
状況	接触	接触	接触
内容	物損	物損	物損
金額	22,302 円	316,172 円	43,297 円

		4	5
相手方		杉並区 井草2丁目在住 女性	調布市深大寺 東町6丁目在住 男性
事故日		平成26年9月11日	平成26年11月13日
場所		杉並区井草3丁目	杉並区下高井戸2丁目
車両等	区側	清掃車	清掃車
	相手方	自転車	普通乗用車
状況		接触	接触
内容		人身 物損	物損
金額		140,101円 540円	85,567円
		140,641円	